

第6 企画部の補助金について

1. 企画部企画課の補助金

(1) 一般社団法人理想の都市建設研究会活動費等補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 本件補助金の必要性についての検討が不十分であること（意見15）

結論：補助金の必要性が十分に吟味されていない。

説明：本件補助金は、一般社団法人理想の都市建設研究会（以下「研究会」という。）の事業費に対する補助金であるところ、補助額自体は減少傾向にあるものの、廃止の検討はされていない。

そもそも、研究会は、県央地域における市町村の結束により政令指定都市の実現を目指すという点にあり、現在においてもこの点は変わっていない。もっとも、設立から40年以上が経過しているものの、具体的に研究の成果として政令指定都市の実現に関しての効果が明確に表れているとは言い難い。

あくまで政令指定都市の実現を目指すというのであればより抜本的な計画の見直しを行うべきであるし、実現可能性も含めて再検討が必要である。

対して、県央地域の活性化という目的に終始するのであれば、当初補助金の趣旨とは変容しているのであるから廃止を含めた見直しをすべきであるし、そもそも県央地域に絞った民間団体に対する補助の必要性、相当性の検討も必要となる。

平成25年度前橋市包括外部監査結果報告書103頁乃至104頁においても、研究会に対する補助金につき、「研究内容の深化に至らず、前年踏襲を繰り返しているのが現状」、「補助金の廃止を含めた見直しを検討すべき」、との意見が出されている。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、研究会に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとされている（要綱第1条）。

補助対象事業は、研究会の研究活動及びその広報啓発事業である（要綱第2条）。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、一般社団法人理想の都市建設研究会活動費等補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金の算定方法・上限額は定められておらず、補助金の額については知事が定めるものとしており、補助対象経費については、研究会の研究活動及びその広報啓発に要する経費とされる（要綱第2条）。

対象経費に対する補助割合につき、要綱上規定はない。

(エ) 本件補助金の支出先

研究会であり、補助金の目的・性質上、交付対象は研究会に限定される。補助事業者における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

かつては運営費も補助しており200万円程度の補助であったが、現在は事業費のみになったほか、額も年々減少傾向にある。財源は一般財源である。交付決定以前に、支出の効果について、特段の検討はしていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和47年度に開始され、43年継続しており、減額の傾向にある。

(単位：千円)

| | 予算額 | 決算額（確定額） |
|--------|-----|----------|
| 平成23年度 | 600 | 600 |
| 平成24年度 | 540 | 540 |
| 平成25年度 | 486 | 486 |
| 平成26年度 | 456 | 456 |
| 平成27年度 | 377 | 377 |

(キ) 本件補助金の区分・態様

事業費補助であり、37万7000円の定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担関係

県100%負担であるが、前橋、高崎、伊勢崎、藤岡、玉村の5市町からそれぞれ補助金が支出されている。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業年度9月末日までの執行状況を事業執行状況報告書により10月末日までに提出しなければならない(要綱第5条)ほか、次年度の4月30日までに、実績報告書を提出しなければならない(要綱第6条)。

実績報告書の正確性の検証は、裏付け資料の提出を求めるほか、現地調査により行っており、検証の結果、大きな誤りが発見されたことはない。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認がなされている。具体的な成果指標は定められていないが、本件補助事業のような民間の取組自体に意義があるとされている。補助金の効果について、特段の評価は実施されていない。

2. 企画部国際戦略課の補助金

(1) 在外群馬県人会等活動費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 実績報告書の提出期限について（意見 16）

結論：実績報告書の提出期限について、交付要綱上「事業年度終了後すみやかに」と規定されており、「次の年度の 5 月 31 日まで」とする規則との適用関係が不明確となるから、交付要綱でいつまでとするのか明確に定めるべきである。

説明：実績報告書の提出時期については、「事業年度終了後すみやかに」との記載があるのみで（要綱第 8 条）、具体的提出時期については規定されていない。他方、県単補助金に関する一般規定とも言える規則第 11 条第 1 項には実績報告書は次の年度の 5 月 31 日までに提出すべき旨の規定がある。

各県人会の実績報告の提出時期をみると、ブラジルが平成 28 年 5 月 16 日、パラグアイが 5 月 22 日、南加が 5 月 23 日、ハワイが 5 月 28 日、フィリピンが 5 月 20 日、シンガポール（サポーターズ）が 5 月 18 日であることからすると、規則第 11 条第 1 項に則っているように見受けられるが、そうすると、交付要綱第 8 条の「すみやかに」とする定めが何故置かれているか、趣旨不明となる。

このような解釈上の疑義が生じないようにするためにも、交付要綱で「すみやかに」ではなく、提出時期をいつとするのか明確に定めるべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

群馬県は、海外に移住した群馬県人の発展及び、群馬県と海外との交流促進のため、在外群馬県人会及び海外ぐんまサポーターズの活動に要する経費に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとされている（要綱第 1 条）。

補助対象事業は、①県人会の主催事業、②県人移住者の発展に係る事業、③その他県人会の円滑な運営に必要な事業、④海外ぐんまサポーターズ会員相互の連絡調整に係る事業、⑤海外ぐんまサポーターズ組織の基盤形成に係る事業、⑥その他海外ぐんまサポーターズ業務に必要な事業とされている（要綱第 3 条）。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、在外群馬県人会等活動費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金の算定方法については要綱上明記が無く、予算の範囲内において交付すると規定されているのみである（要綱第 1 条）。

補助対象経費については、在外群馬県人会及び海外ぐんまサポーターズの活動に要する経費とされる（要綱第 1 条）。対象経費に対する補助割合につき、要綱上規定はない。

(エ) 本件補助金の支出先

在伯群馬県人文化協会ほか 9 団体（ブラジル・サンパウロ他）であり、支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金の性質上、要綱により県人会等に限定されるところ、申請がある団体すべてに対応しており、申請が無い団体に対

しても内示は出している。

補助事業者における補助事業の遂行能力については、実績報告等により確認。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

具体的な交付金額は、前年度の収支状況等を考慮して算出されている。財源は一般財源である。交付決定以前に、支出の効果について、特段の検討はしていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和36年度に開始され、54年継続している。平成21年度以降大きな見直しはしていない。

(単位：千円)

| | 予算額 | 決算額 (確定額) |
|--------|-------|-----------|
| 平成23年度 | 1,510 | 1,510 |
| 平成24年度 | 1,710 | 1,610 |
| 平成25年度 | 1,810 | 1,610 |
| 平成26年度 | 1,910 | 1,710 |
| 平成27年度 | 2,010 | 1,710 |

(キ) 本件補助金の区分・態様

事業費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担関係

県100%負担であり、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.01人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業年度終了後、すみやかに実績報告書を提出しなければならない(要綱第8条)。実績報告書については、支出内容や金額の正確性等、検証をしている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認がなされている。本件補助金の交付により期待される効果は、現地での活動が活発化し、本県との交流が促進されることにあるとされるが、具体的な成果指標は定められておらず、補助金の効果について、特段の事後的評価は実施されていない。

(2) 群馬県海外移住家族会事業費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印区分及び施行区分の記載が欠けていること(指摘事項8)

第4の第2項参照。

(イ) 実績報告書が提出期限を徒過していること(指摘事項9)

結論：実績報告書の提出が期限を徒過している。

説明：実績報告書の提出時期は、補助事業が完了したとき…から20日以内

と規定されているところ（要綱第12）、本件では平成28年4月25日と期限を徒過しており、特段の合理的理由もない。期限の徒過がわずかとはいえ、提出期限の遵守が団体の補助金運用に対する信頼に繋がることからすれば、遵守を求め、さらに遅滞する場合には減額や廃止も検討すべきである。

（ウ）補助金の必要性の検討について（意見17）

結論：補助金の必要性の検討を更に進めるべきである。

説明：本件補助金は、海外移住者及び在外群馬県人会との連絡・情報交換等を通して、国際交流・国際協力の展開を図ることを目的としている（要綱第1）。

群馬県海外移住家族会（以下「家族会」という。）の収支状況をみると、補助金が10万円であるのに対して、前期繰越金が61万4920円、次期繰越金が65万9430円となっており、繰越金が維持、増加している傾向が見られる。そして、過去には本件補助金の額の見直しはされたものの、平成23年度以降は毎年10万円が交付されており、家族会の事業執行に当たって本件補助金が必要かどうかの検討を更に進めるべきである。現地調査も行っていないとのことであり、県としても家族会の運営全体について把握し、補助金の支出を見直す必要があると考えられる。

イ．本件補助金事務に関する調査結果

（ア）本件補助金の目的・趣旨

知事は、海外移住者及び在外群馬県人会との連絡・情報交換等を通して、国際交流・国際協力の展開を図るため、家族会が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとされている（要綱第1）。

補助対象事業は、家族会が行う海外移住者及び在外群馬県人会との連絡・情報交換等に係る事業とされている（要綱第2）。

（イ）本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県海外移住家族会事業費補助金交付要綱

（ウ）本件補助金支出の決定過程の概要

補助金の算定方法については要綱上明記が無く、予算の範囲内において（要綱第1）、知事が定める額（要綱第3）とされている。

補助対象経費については、家族会が行う海外移住者及び在外群馬県人会との連絡・情報交換等に係る事業に要する経費とされている（要綱第2第2項）。

対象経費に対する補助割合につき、要綱上規定はない。

（エ）本件補助金の支出先

家族会であり、補助金の目的・性質上同会に限定される。補助事業者における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認。

（オ）本件補助金の算定方法・財源等

具体的な交付金額は、前年度の収支状況等を考慮して算出されている。財源は一般財源である。交付決定以前に、支出の効果について、特段の検討はしていない。

（カ）本件補助金の推移

本件補助金は昭和36年度に開始され、54年継続している。平成23年度以降、見直しはされていない。

(単位：千円)

| | 予算額 | 決算額(確定額) |
|--------|-----|----------|
| 平成23年度 | 100 | 100 |
| 平成24年度 | 100 | 100 |
| 平成25年度 | 100 | 100 |
| 平成26年度 | 100 | 100 |
| 平成27年度 | 100 | 100 |

(キ) 本件補助金の区分・態様

事業費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担関係

本件補助金は県100%負担であり、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.01人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業が完了したとき、若しくは廃止の承認を受けたときは補助事業の完了、若しくは廃止の承認を受けた日から起算して20日以内に提出するものとされている(要綱第12)。

実績報告書(支出内容及び金額)の正確性の検証は、裏付け資料等の確認により行う。検証の結果、誤りが発見されたことはない。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認がなされている。本件補助金の交付により期待される効果は、家族会と海外移住者との連携維持及び海外移住者と群馬県の交流の進展という点にある。具体的な成果指標は特に定められておらず、補助金の効果について、特段の評価は実施されていない。

3. 企画部地域政策課の補助金

(1) 地域力向上事業補助金(吾妻行政県税事務所)(利根沼田行政県税事務所)

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印区分及び施行区分の記載が欠けていること(指摘事項10)

第4の第2項参照。

(イ) 吾妻行政県税事務所分の中に、イベントの周知が不十分なものがあること(意見18)

結論：吾妻行政県税事務所分のうち、村のがっこうはたけ組事業(高山村)の周知が不十分である。

説明：村のがっこうはたけ組事業の目的は、村内外の交流を図り高山村の魅

力を伝えていく点にある。しかるに、その参加人数をみると、全13回を開催して参加者は延べ89名であり、第7回、第8回では参加者1名、または関係者のみであるなど、目的に照らして良い数字とはいえない。実績報告によると、新聞への掲載が不十分であるために参加者数が激減したと反省点をあげているが、補助金交付目的達成のため、事業者、市町村とも十分に協議の上、周知方法について再検討すべきである。

(ウ) 利根沼田行政県税事務所分の効果測定が不十分であること（意見19）

結論：利根沼田行政県税事務所分の効果測定を十分に行うべきである。

説明：猿ヶ京地区地域力向上事業では、猿ヶ京地域の活性化の一環として、猿ヶ京温泉を主体とした自然観察会、ウォーキングイベントなどのメンタルヘルスツーリズムを実施している。

そのようなイベントが補助金交付目的である地域力の向上に繋がっているかを判断するためには、当該イベントにつき、どのような年齢、性別の参加者がいるのか、収支はどうなっているのか、どのような情報から、どの地域から参加しているのか、それらが年度ごとにどのように推移しているか、などの情報を把握することが重要であると考えられる。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

知事は、地域が主体的に取り組む地域力の向上に資する事業（地域課題の解決、コミュニティ機能の強化、魅力ある地域づくりの推進等を図る事業をいう（以下同じ。）。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとされている（要綱第1条）。

補助対象事業は、①地域づくり・振興事業、②住民センター等整備事業、の2つである。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、地域力向上事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金の算定方法、経費等は以下のとおりである。

| 補助対象事業 | | 補助率 及び 補助限度額 |
|-------------|---|--------------------------------|
| 事業 | 経費 | |
| 地域づくり・振興事業 | 補助事業の実施に要する経費で知事が必要と認めるもの（ソフト事業） | 1) 補助率 2分の1 2) 補助限度額 1000千円 |
| 住民センター等整備事業 | 住民センター（集会所・公民館等）の新設、または全面改築に要する経費で知事が必要と認めるもの | 1) 補助率 2分の1 2) 補助限度額 3000千円 |
| | 住民センター（集会所・公民館 | 1) 補助率 2分の1 |

| | | |
|--|--|-----------------|
| | 等) のバリアフリー化または長寿命化を目的とする改修に要する経費で知事が必要と認めるもの | 2) 補助限度額 1500千円 |
|--|--|-----------------|

(エ) 本件補助金の支出先

市町村、NPO法人、地域づくり団体等19団体（うち吾妻行政県税事務所分は2団体、利根沼田行政県税事務所分は3団体）であり、申請のあった者を審査の上、決定している。支出先への県有施設の貸与はない。補助事業者における補助事業の遂行能力については、事前の審査のほか、遂行状況報告や実績報告等により確認している。

本件補助金については、県のホームページに掲載するほか、行政県税事務所から市町村に書面を送付し、周知を促している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

具体的な交付金額は、要綱に基づき算出されている。財源は特定財源のうち、地域振興基金の利子収入を充てている。交付決定以前に提出された事業計画の内容を、地域が主体的に取り組む地域力の向上に資する事業に該当するか審査を実施することにより、支出の効果を事前にも検討している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成20年度に開始され、7年継続している。

平成25年度事務・事業見直し委員会において、地域力向上事業（地域づくり・振興事業）に対して受けた判定を踏まえ、申請段階での目標設定や事後の達成状況を把握するよう見直したほか、毎年度、事業評価による部内評価、財政課評価を通じて、検討している。また、平成25年度には住民センター等整備事業においては補助対象事業者の要件や対象経費などの見直しを行っている。

過去5年間の予算額と決算額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

| | 予算額 | 決算額（確定額） |
|--------|--------|----------|
| 平成23年度 | 13,000 | 11,322 |
| 平成24年度 | 39,000 | 7,129 |
| 平成25年度 | 24,000 | 10,242 |
| 平成26年度 | 24,000 | 10,181 |
| 平成27年度 | 24,000 | 16,904 |

(キ) 本件補助金の区分・態様

事業費補助であり、定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担関係

県100%負担であり、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ2.3人（うち吾妻行政県税事務所分と利根沼田県税事務所分はそれぞれ0.2人）程度であり、交付先へ

の県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は補助事業を実施した年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日まで実績報告書を提出するものとされている（要綱第11条）。

実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証は、裏付け資料等により行う。検証の結果、誤りがある場合は実績報告書を訂正させた上で、補助額を確定している。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認がなされている。期待される効果は地域力の向上という点にあり、事業計画書には目標及び期待される事業効果等の目標設定の項目、実績報告書には計画段階で設定した目標の達成状況、自己評価等の達成状況の項目を規定しており、各事業者が設定した目標がどのように達成されたか確認されているが、具体的な数値での成果指標は定められていないものもある。

補助金の効果については、補助事業者等から実績報告書の提出を受けて、各事業者が設定した目標がどのように達成されたかを確認することで把握している。

4. 企画部世界遺産課の補助金

(1) ぐんま絹遺産保存活用総合支援事業補助金（伊勢崎市・沼田市・藤岡市）

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 裏付け資料が不十分であること（意見20）

結論：実績報告における裏付け資料が不十分である。

説明：本件補助金は各事業に対する事業費補助であるから、補助対象事業の経費がいくらであったのかは最大関心事項となる。しかるに、実績報告書上は数字があがっており、請求書が添付されているものの、領収証の写しが添付されていないものがあつた。

実際の支出の裏付け資料としては領収証がより正確であり、補助金支出に当たって当然に必要な資料であるから、裏付け資料として領収証の写しの提出を求めるべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

知事が登録した「ぐんま絹遺産」の所在市町村が実施する「ぐんま絹遺産」の保存、活用、そのネットワーク化の推進等に直接資する事業等に対し、知事は予算の範囲内で補助金を交付するものとされている（要綱第1条）。

補助対象事業は、「ぐんま絹遺産」の保存、活用及びそのネットワーク化の推進等に直接資する事業、とされている。具体的には以下のとおりである。

- 1 推進事業 (1)調査研究 (2)広報活動の実施 (3)現地ガイドの育成 (4)保存管理計画、整備活用計画等の策定
 - 2 整備事業 (5)保存修理 (6)案内板、現地解説板の設置 (7)解説施設の整備 (8)周辺環境の簡易整備
 - 3 その他事業 (9)その他、特に知事が認めた事業
- (イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等
規則、ぐんま絹遺産保存活用総合支援事業補助金交付要綱
- (ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要
補助対象経費の範囲については、事業実施に直接必要な経費、とされている(要綱別紙)。対象経費に対する補助割合については、補助対象経費の2分の1以内、但し100万円を上限とされている(要綱別紙)。
- (エ) 本件補助金の支出先
調査対象とした伊勢崎市、沼田市、藤岡市を含む市町村であり、申請があった市町村については審査を行っている。補助事業者における補助事業の遂行能力については、実績報告等により確認している。本件補助金制度について、市町村に周知している。
- (オ) 本件補助金の算定方法・財源等
伊勢崎市の場合、事業としては、①調査研究事業(田島弥平旧宅史資料調査を委託し、整理を進めるもの)、②広報活動の実施(田島弥平旧宅パンフレットの増刷(5万部)を行うもの)、同じく③広報活動の実施(田島弥平旧宅子供用パンフレットの作成を行うもの)である。補助金交付申請額は、①50万6250円、②24万3000円、③22万6800円となっている。補助金確定額は、①50万6250円、②22万1400円、③20万6280円となっている。
沼田市の場合、①薄根の大クワ樹木診断事業、②薄根の大クワ保護養生事業、③薄根の大クワパンフレット作成事業に関し、申請段階で見積書が提出され、これに基づき交付決定が行われている。事業終了後、具体的に発生し、業者から請求された費用に基づき額が確定されている。
藤岡市の場合、申請段階で見積書が提出され、これに基づき交付決定が行われている。事業終了後、具体的に発生し、業者から請求された費用に基づき額が確定している。
- (カ) 本件補助金の推移
本件補助金は平成23年度に開始され、5年継続している。

(単位：千円)

| | 予算額 | 決算額(確定額) |
|--------|--------|----------|
| 平成23年度 | 12,000 | 11,336 |
| 平成24年度 | 12,000 | 11,180 |
| 平成25年度 | 6,000 | 4,234 |
| 平成26年度 | 3,000 | 2,273 |

| | | |
|--------|-------|-------|
| 平成27年度 | 5,000 | 3,859 |
|--------|-------|-------|

(キ) 本件補助金の区分・態様

事業費補助であり、100万円を上限として補助対象経費の2分の1以内を補助するものである。

(ク) 本件補助金の負担関係

県100%負担であり、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.2人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して30日を経過した日又は本件補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに実績報告書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならないとされている（要綱第6条）。

伊勢崎市は、平成28年4月19日付で、事業実績集計表（別紙3）、個別事業報告書（別紙4）を提出している。

①調査事業については伊勢崎市歴史的建造物調査委員会の役務委託契約書が添付されている。また、調査委員会内における支出についても、事務費用に関する各領収証が添付されているほか、調査内容を記載した調査日誌が添付されており、契約に基づいた適正な履行が担保されている。

②広報活動の実施費用については、印刷業者との契約書及び請求書、領収証、増刷されたパンフレットが添付されている。

③広報活動の実施費用については、請求書及びパンフレットが添付されているが、契約書は添付されていない。また、領収証は最終決裁を受けたものではないと考えられる。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認がなされている。本件補助金の交付により期待される効果は、ぐんま絹遺産の保存という点にあり、性質上数値化は困難である。具体的な成果指標は定められておらず、補助金の効果について、特段の評価は実施されていない。

